

ID: 5610

担当部署:総務部総務課

処分の概要	利用停止請求に対する決定		
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律		
法令番号	平成15年法律第57号		
【根拠条文】 (利用停止請求に対する措置) 第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 同法 (保有個人情報の利用停止義務) 第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。			
標準処理期間			
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日